

令和4年3月定例会・原案可決・全会一致

議会案第14号

郡山市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

令和4年3月17日

提出者

郡山市議会議会運営委員会委員長 佐藤徹哉

郡山市議会会議規則の一部を改正する規則

郡山市議会会議規則（平成14年郡山市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病その他の事故のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。